

ドライバー等安全教育訓練促進助成制度のご案内

(平成29年度)



都道府県トラック協会

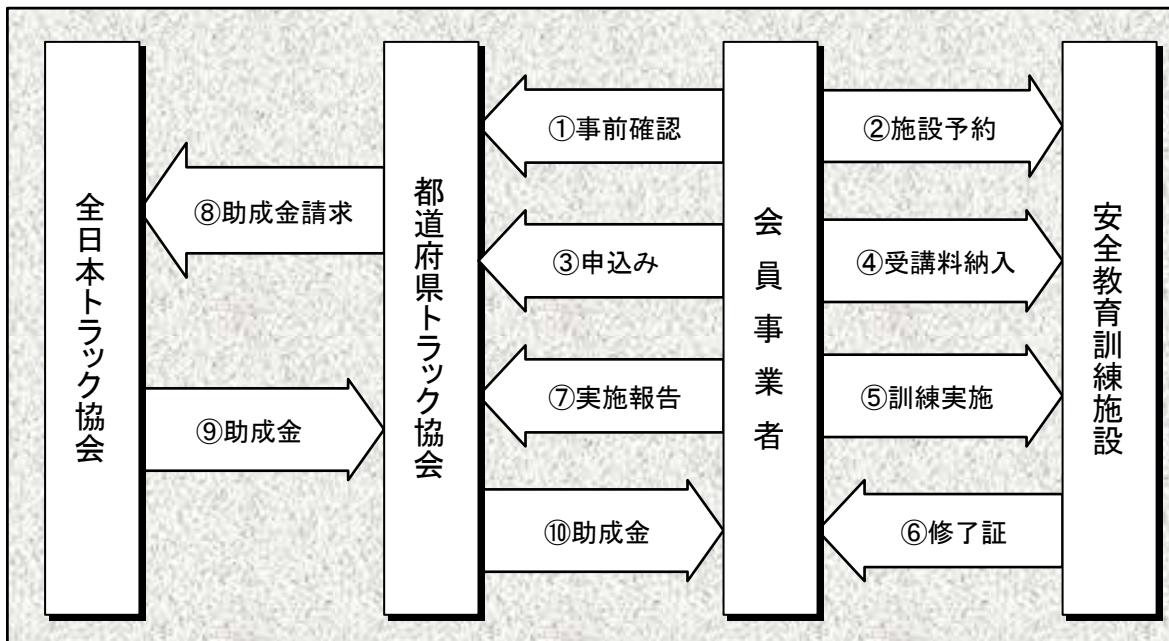
●ドライバー等安全教育訓練助成制度とは？

大型トラックの事故が頻発するなか、ドライバーの安全意識の高揚や安全運転技能の向上が課題となっており、業界を挙げた従業者教育の充実強化への取組みが要請されています。

特に、中小事業者を中心として安全教育訓練に要する時間やコストが負担となり、実践的な教育訓練実施の機会が不足しています。

こうした状況を踏まえ、本制度は全ト協の指定する総合的な安全教育訓練施設に、ドライバー等を派遣し訓練を実施しようとするトラック事業者に対して助成を行うものです。

●本制度の基本的なしくみ



●本制度の概要

(1)助成対象研修施設

助成対象となる研修施設は次のとおりです。

※一部のトラック協会で、対象研修施設の限定措置を行っている場合があります。

施設区分	施設名	連絡先
特定研修施設	(1)一般社団法人 愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター (名鉄線三好ヶ丘駅より徒歩約20分)	愛知県みよし市福谷町西ノ洞21-127 電話0561-36-1010 FAX 0561-36-1210
	(2)一般社団法人 埼玉県トラック協会 埼玉県トラック総合教育センター (秩父鉄道永田駅より徒歩約25分)	埼玉県深谷市黒田2091-1 電話 048-584-0055 FAX 048-584-0090
指定研修施設	(3)自動車安全運転センター 安全運転中央研修所 (JR常磐線勝田駅よりバスで約20分)	茨城県ひたちなか市新光町605番地16 電話 029-265-9560 FAX 029-265-9552
	(4)クレフィール湖東交通安全研修所 (JR東海道線能登川駅より送迎バスで約30分)	滋賀県東近江市平柳町22-3 電話 0749-45-3872 FAX 0749-45-3877
	(5)総合交通教育センター ドライビングアカデミーONGA (JR鹿児島本線遠賀川駅より徒歩約7分)	福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀81-5 電話 093-293-2359 FAX 093-293-2427
	(6)総合交通教育センター ドライビングアカデミー北海道 ①東地区会場 (JR根室本線釧路駅よりバスで約25分) ②西地区会場 (JR室蘭本線苫小牧駅よりバスで約30分)	①東地区会場 北海道釧路市芦野5-12-1 電話 0154-37-1196 FAX 0154-37-1178 ②西地区会場 苫小牧市拓勇東町8-6-68 電話 0144-57-8410 FAX 0144-57-8410
	(7)総合交通教育センター ドライビングアカデミー大原 (JR多治見駅北口より送迎バスで約20分)	岐阜県多治見市幸町7丁目29-1 電話 0572-27-2356 FAX 0572-27-2967
	(8)総合交通教育センター ドライビングアカデミー テクノ (JR矢野駅より送迎バスで約30分)	広島県安芸郡熊野町5640-1 電話 082-854-4000 FAX 082-854-9466

(2)助成額

特別研修・・・別表1に定める額とする。

一般研修・・・定額助成 一講座:定額1万円

(3) 対象となる研修

助成の対象となる研修は、別表1「ドライバー等安全教育訓練促進助成対象特別研修一覧」及び別表2「ドライバー等安全教育訓練促進助成対象一般研修一覧」のとおり、あらかじめ決められています。これ以外の研修は助成の対象となりません。

(4) 資格・要件

助成を受けられるのは、自社のトラックドライバー及び安全運転管理者に対する安全教育訓練を実施する各都道府県トラック協会の会員事業者です。

(5) 定員

都道府県トラック協会ごとに助成を受けられる人数が、また、対象研修講座ごとに定員がそれぞれ決められています。予約や申込みの前に、あらかじめ所属するトラック協会に資格要件等も含めた適用の可否を確認してください。

(6) 研修受講料の事前納付

研修受講料は受講開始日の7日前までに、各施設に納入する必要があります。この日を過ぎると取下げとみなされますのでご注意ください。

なお、「自動車安全運転センター安全運転中央研修所」についてのみ、食事代が現地支払いとなるため、受講料納入にあたっては食事代を除いた金額を送金してください。(必ず施設に確認してください。)

(7) 申込みの取下げについて

受講申込みの取下げは、受講開始日の7日前まで可能です。

(8) 取下げ等に伴う費用負担について

申込みをした事業者又はドライバー等が次のいずれかに該当する場合は、受講料等を全額負担しなければなりませんので、申込みにあたっては十分ご注意ください。

- ① 受講開始日の7日前を経過して申込みを取下げたとき。
- ② 特別な事由無く、所定の研修を修了しないか、又は受講を途中で中止したとき。
- ③ 所定の書類を添付した実施報告書を研修修了後7日以内に提出しないとき。
- ④ 研修又は手続き等において、不適切な行為などがあったとき。

(9)実施報告

所定のカリキュラムを全て修了すると「修了証」が発行されます。この「修了証」の写しに「研修参加報告書」などを添えて、研修修了後7日以内に「教育訓練実施報告書」を提出していただきます。

(10)助成金の支給

上記報告書に基づき、都道府県トラック協会が助成対象事業者に対して助成金を支給します。

(11)実施期間

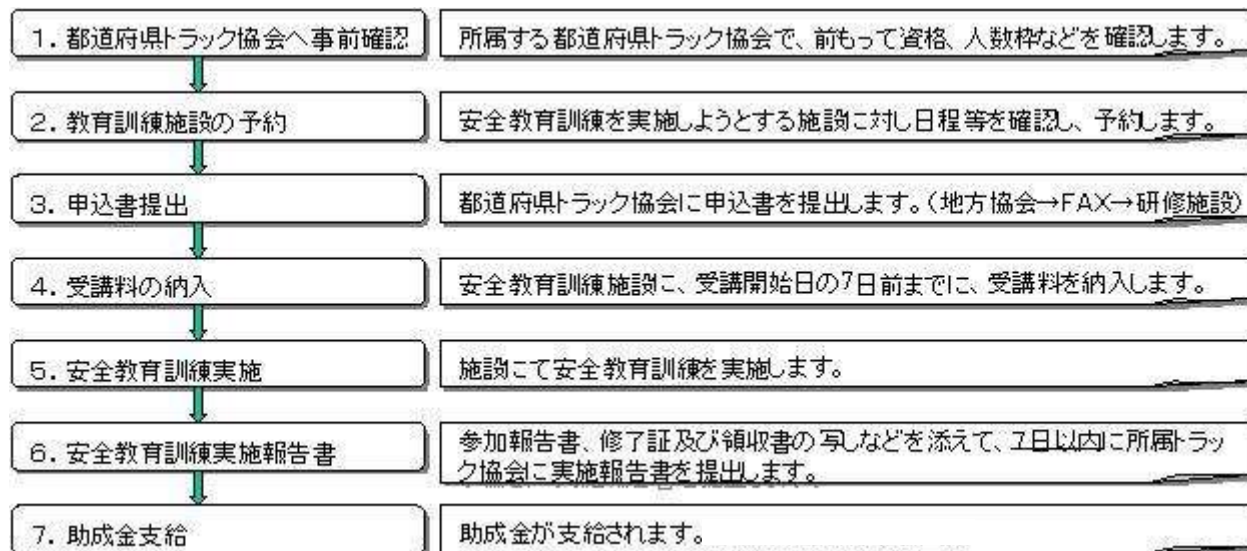
平成29年4月1日～平成30年3月31日

※上記期間内であっても、各都道府県トラック協会の予算に達した場合は、その時点までとします。

(12)その他

各施設所定の要領等に従っていただきます。

●手続きの流れ



★お問い合わせ先

制度の内容などについては各都道府県トラック協会へ、また、各施設もしくはカリキュラムの内容などについては各施設に、それぞれお問い合わせをしてください。